

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて
(保険者向け)

「令和元年台風第 19 号による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「10 月 18 日付事務連絡」という。（別添））により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額（以下単に「一部負担金」という。）の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりですので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、10 月 18 日付事務連絡の別紙 1 又は別紙 2 に記載されていない保険者であって、当該保険者の被保険者に令和元年台風第 19 号に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金の支払いの猶予及び免除を実施できないかご検討をお願いいたします。

記

- 1 10 月 18 日付事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生省保険局長通知）、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとすること。
- 2 1 に基づく一部負担金の免除額については、保険者（市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。）への財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。